

第1回 防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議 議事録（要旨）

日時：平成28年4月26日（火）
午後2時から午後3時40分まで

場所：県庁9階 第一会議室

出席委員（敬称略）

前田 雅英	日本大学法科大学院 教授
横田 由樹	西公園法律事務所 弁護士
鳥飼 和宏	NHK仙台放送局 広報・事業部長
佐々木 奈緒子	宮城県PTA連合会 副会長
三瓶 満	宮城県防犯設備士協会 会長
佐藤 雅英	サンモール一番町商店街振興組合 事務長
新妻 知樹	仙台市市民局 生活安全安心部長

※ 矢崎 剛（(株)セゾイン・ジャパン 東北ゾーン総務担当マネジャー）は欠席

防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議開催要綱に定める関係者

仁子 泰輔	宮城県防犯設備士協会（TOA株式会社）
大沼 芳希	〃
佐藤 誠	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室長
高階 良太	宮城県総務部県政情報公開室情報公開班主査

1 開会

司会：共同参画社会推進課副参事兼課長補佐

～ 本会議は公開であること、及び会議の結果は議事要旨がまとまり次第、県ホームページで公表する旨を説明。

2 あいさつ

環境生活部長

～ あいさつ後、司会により配布資料の確認。

～ その後、司会から、委員・要綱に基づく出席者（TOA株式会社、県警、県政情報公開室担当者）及び事務局を紹介。

～ 進行を司会から座長（前田雅英委員）に変更。

3 議題

- (1) 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について（事務局）
配布資料2に基づきガイドライン事業の概要，スケジュール等を説明。
- (2) 防犯カメラシステムの現状について（防犯設備士協会）
宮城県防犯設備士協会が，防犯カメラの実機を使用したデモンストレーション，及びパワーポイント・配布資料「街頭向け防犯カメラ」等に基づき説明。
- (3) 犯罪発生状況等について（警察本部）
生活安全企画課犯罪抑止対策室長が，配布資料「県内における犯罪情勢について」に基づき，県内の犯罪情勢及び防犯カメラの有効性等について説明。
同説明後，防犯設備士協会及び県警の説明に対する質疑応答が行われた。
概要は以下のとおり。

○委員

県警が設置している防犯カメラがあれば，その台数を伺いたい。

○県警

県警本部が設置しているカメラは5台ある。いずれも寄贈を受けて，交番，警察署の施設に整備したもので，国分町交番と，大規模施設であるサッカー場を管轄する泉警察署，野球場の隣にあるグラウンド前交番，地下鉄東西線が開通したことから大町交番，それから仙台駅東口交番の5か所である。

○座長

交番の外に向けて設置しているのか。

○県警

施設警備という部分も併せ持つが，例えば，仙台駅東口交番の場合，すぐ脇の裏側が交番の在所勤務では見えない死角に当たり，自転車盗難が非常に多い。そのため，交番の壁に設置し，その方向に向けている。

○座長

スタンドアロン式は，128ギガ位のカードを入れておいて，必要な時だけWiFi（ワイファイ）で取り出す方式だが，他の県ではWiFiは漏れる危険があるのではとの議論もある。宮城ではWiFiで問題ないとの認識か。

○宮城県防犯設備士協会

W i F i 自体にパスワードを掛けており，更にもうその中で暗号化しているため，基本的には漏れないと考えている。

○委員

防犯カメラが安価になってきたとの説明があったが，数年前と比べて価格的にどれだけ下がってきているか，大体でよいので伺いたい。

○宮城県防犯設備士協会

国内メーカーの価格はそれほど変わっていないが，海外メーカーの参入が増えており，安価なものが増えている。

○座長

具体的な価格は。

○宮城県防犯設備士協会

国内メーカーであれば，街頭防犯向けのものだと，レコーダー内蔵のものが 30 万円から 50 万円程度，一般の通常のカメラだと 10 万円から 20 万円程度となるが，レコーダーやモニター費用を別途見込む必要がある。

それに対し，海外メーカーのものは通常のカメラが大体 3 万円から 5 万円程度で，ホームセンターやインターネットで販売されているものは，数千円から 1 万円程度のものもある。

(4) ガイドラインの素案について（事務局）

配布資料 3 から 7 までに基づき，本県ガイドラインについての説明。

同説明後，素案に対する質疑応答が行われた。

概要は以下のとおり。

○委員

県内の防犯カメラ設置台数は把握しているか。

○県警

県内では，公共の場所の他，事業者，店舗，一般民家などにも設置されており，設置目的や用途も様々で，ダミーのカメラもあり，設置状況を正確に把握するのは困難となっている。こうした中，去年のデータではあるが，駅構内や駐輪場，駐車場，商

店街など含めて公共空間に、少なくとも約1,700基設置されていると把握している。

○委員

その1,700台は録画できるものか。ダミーは含まれるのか。

○県警

ダミーは含まれていない。録画機能を有しているものである。

○座長

ガイドラインの対象について、はじめは警察が設置するカメラや公的機関が設置するカメラをどう規制するかといった観点が必要だったが、今の話からも1,700分の5という割合で、今は民間が設置しているものが圧倒的に多く、学校などにも防犯カメラが増えている。

また、かつて30万円だった防犯カメラが今は3万円から5万円程度で簡単に購入、設置できるようになっているので、何らかのガイドラインが必要となってくる。

○委員

防犯カメラの設置に関して、プライバシーが非常に問題になっている。

現在、プライバシーに関してどのような事案が発生しているのか。統計などはあるのか。

○事務局

本県内の事案は把握していないが、一般的な事例としては、コンビニエンスストアに有名人が来店して、その行動を撮影した画像を本人の許可無くインターネットで流したりする行為は、名誉毀損等に当たる場合がある。

一般にカメラがどんどん普及して行って、画像が手軽に入手できるようになり、インターネット等を通じて瞬時に拡散してしまう。

こうしたリスクの高い状態にあるので、このガイドラインで枠組みを作っていくものである。

○座長

例として、有名な漫才の方がアダルトショップに行った画像が流されたケースがあるが、違法行為として損害賠償が認められている。それ以外にも同様のケースが何件かある。表に出てくるのは、事件化して判決が出るパターンが多いと聞いている。可能なら補足的に次回までに県で調べていただき、各委員に説明願いたい。

○委員

資料3-1の1ページの対象となるカメラについて、3つの要件を全て満たすカメラを対象とするとされている。(1)で、犯罪の防止を目的に設置されているカメラというのはそのとおりと思うが、※印でそれ以外の目的を併せ持つカメラも対象であると補足されている。屋外に設置されているカメラで、ガイドラインの対象とならないカメラというのは、具体的にどういう場所に設置されているカメラのことなのか。想定あれば教えていただきたい。

○事務局

例えば、交通監視のカメラ、つまり渋滞状況を確認するカメラがある。これは特定の人を映すものではなく、あくまでも車の渋滞状況を確認するものであるので、不特定多数の人を映すところからは外れる。また、防災目的での津波の監視カメラも海の状況を映すものであり、不特定多数の人が映り込むことは通常ないことから、対象から除かれることになる。

○委員

他の自治体では条例を制定しているところもある中で、条例ではなくガイドラインという形をとっているのはなぜか。

○事務局

民間が圧倒的に多くのカメラを設置している中で、法的に規制や義務づけをするよりも、ゆるやかなガイドラインという形で御協力をいただき、理解を求めながら進めていく方が県及び県警としてはふさわしいのではないかと考えたためである。全国的にも、都道府県レベルで条例を設置しているところは今のところない。

○委員

意見になるが、例えば、杉並区の条例は民間のカメラも対象としており、民間だから条例ではやらないというのは違うのではないか。行政によるきちんとした指導をしていくには、民主的な基盤のある条例という形でやっていくのが本来の筋であると思う。

○座長

杉並区の条例は、はじめは個人情報保護の観点から、防犯カメラをいかにコントロールするか、民のものではなく公のカメラをどう規制するかということだったが、条例を策定するための会議には住民もやって来て、防犯カメラを規制するよりもむしろ安心・安全を守るために、今の空き巣被害の状況を何とかして欲しいという意見をい

ただいた。区長は、非常に鋭い政治感覚を持っていた方だったので、その意見を踏まえて方向を変えられた。条例を作らなければならない、個人のプライバシーを守らなければならない、というところから、カメラを設置する方向も入れたものによって変わったという経緯がある。ただ、当時は、民のカメラはそんなに多くはなかったもので、情勢は今とはかなり違っている。

一方で、委員がおっしゃることはそのとおりで、できれば県民の代表である県議会で条例としてきちっと決めていくのもいいが、はじめから条例という形で規制をして、従ってもらわなければ困るというやり方をするのではなく、ガイドラインを作って、御協力願えないかというやり方をとることもあり得る。もちろん、当会議が決めることではなく、当会議が出した意見を基に県が決めることではあるが、基本は県民が何を望まれるかだと思う。

ところで、ここで、イメージしているカメラは、先ほどプレゼンしていただいた、回線でつなぐものを前提に考えているわけではないのか。回線でつなぐものは、個人のプライバシー侵害という意味では、まさに監視しているということになると思うが、どのように考えているか。

○事務局

録画機能を備えているカメラを対象とすると考えており、回線でつなぐものでも、Wi-Fiで送信するものでも、録画してデータを保管しているのであれば、該当すると考える。

○座長

回線に関して言うと、回線使用料が非常にかかることから、回線をつないでやることのメリットと、かかる経費の比較考量をしなければならない。

色々考えると、基本的には、スタンドアロン型かクラウドで送信するものどちらかになるかと思うが、我々が一番気にするのは、情報が漏れはしないかということである。暗号化されていることは分かるが、どこから個人の画像が漏れるか分からない。今は、どこかで手に入れた画像を 유튜브 に投稿したり、テレビの番組でも 유튜브 の画像を流したりする状況が生じている。その意味でも、こうしたガイドラインがどこまでのコントロールになるかという問題はあるが、非常に大事な所だと思う。

○委員

犯罪の発生する蓋然性が高いところであるとか、防犯カメラの設置場所についても、ある程度絞るような要件を置いた方がいいのではないかと。

○事務局

委員の意見のとおり、例えば、犯罪の多発しているところにつけるといったことは必要なことであると思う。ただ、民間が設置する場合、事情は様々であることから、ガイドラインの中に盛り込むのは、今回は控えている。他県のガイドラインを見ても、そのような記載をしているところはない。

○座長

最近、女の子が連れ去られる事件が発生したが、そのような事件が起こることは潜在的にはありうる。事件が起こったところでないと危険性が分からないということもあるが、誘拐された所以外にはカメラをつけてはいけないかという、そうはならない。お母さん達が心配になるような状況があれば、自分の場所で起こっていなくてもつけざるを得ないという問題は起こってくる。ただ、およそ起こらない所にカメラをつけることは問題であるし、起こりそうでもつけることが好ましくないこともあるかもしれない。

ところで、宮城県庁では入り口にカメラをつけていると思うが、これはガイドラインの対象には入らないのか。

○事務局

県庁のロビーのように、誰でも出入りできる場所に設置してあるカメラの場合、防犯目的で、不特定多数の方を映しており、録画機能を備えているという3要件を満たすものであれば、ガイドラインの対象となり得ると考えている。

○座長

委員の意見のように、防犯の必要性が全くない所にカメラをつけることはよくないが、その必要性をどう判断するかが問題である。事件が起こった場所だけにするというわけにはいかない。県民から見て、安心のために、ここはあった方がいいという所はつけざるを得ないことになる。もちろん、つければ、プライバシーの侵害が生じるので、そのバランスが問題である。

○委員

画像の保存期間について概ね1か月以内とされているが、最大で1か月ということではよいか。また、1か月としたことについて、他に例はあるのか。

○事務局

保存期間については、ハードディスクの問題がある。期間が延びるほどハードディスクの値段が上がると聞いている。逆に、短すぎると、万が一、事件が発生した場合

に、必要なデータがない場合もあり、それは防犯効果にも反映されてくる。例えば、性犯罪の被害者などは、相当悩んでから届出をすることもあるし、警察による犯人割り出しに時間がかかって、画像を確認したときにはデータがないというのでは、カメラの効果が薄れてしまうので、ある程度の期間を示す必要がある。

他県のガイドラインの期間も調べたが、早くに策定したところの中には、ハードディスクの問題もあり、2週間としているところもあるが、その他ほとんどのところは1か月としている。あまり長い期間を示すこともできないし、短すぎてもカメラの有用性にも影響があるということで、概ね1か月以内としている。

ただ、1か月以上は駄目なのかというと、それはカメラの目的によって異なることもある。先ほど、防犯目的のカメラでなくても、ガイドラインの対象となるケースもあるとお話したが、例えば、車の通行量を見るカメラの場合は、一定期間データを保管して分析したりするので、必要に応じて長い期間を設定することもある。データを長く持つと、流出した場合のリスクも高くなるので、長くするからには、危機感を持って要領等を作成して管理していただきたいと考えている。今回のガイドラインでは、概ねの目安として、1か月以内としている。

○委員

犯罪が発生した場合、例えば、商店街や繁華街で、防犯カメラの情報をいただけるような協力体制はあるのか。

○県警

事件が発生すれば警察が捜査をすることとなるが、防犯カメラの映像は客観的証拠として非常に重要である。通常は防犯カメラの設置者に協力を依頼し、任意で提供をいただくようお願いしているが、必要に応じて令状を取る場合もある。

○委員

商店街だけではなく、民間で自宅に設置しているカメラもたくさんあると思う。例えば、このお宅に関わってくるのではと思われる場合に、情報をいただけるような協力をお願いする一文がガイドラインにあっても良いと思う。

制限やプライバシーのことだけではなく、そのような一文があれば協力しやすいのではないか。

○委員

今の意見に関連するが、警察等に情報提供する場合には、犯罪に関連する部分に限り提供すべきであるという制限を、例えば、7項のイのところに明記する必要があるのではないか。

○事務局

確認だが、7-(1)-ウの部分に、「犯罪捜査に限って情報を提供する」という趣旨の文言を加えるということか。

○委員

犯罪に関連する部分に限ってということである。例えば、10時間録画された場合に、犯罪に関連する部分が1時間の場合、その1時間に限って提供するという制限が必要と考える。

○座長

技術的な事だが、カメラのデータはハードディスクに入っているが、警察としてはハードディスクを提供された中からデータを取り出しているのか。特定の部分のみを押収しているのか。

○委員

色々だが、ハードディスクの中から必要な部分のみ抜粋して資料として警察に渡す、又はそのデータをモニター上に映し出し、その画面を写真に撮影してもらうのが今のやり方である。

○座長

ハードディスク全部を渡すのは余分な部分まで入ってしまうのはそのとおりで、どこまでが犯罪関連のデータかというのを誰が判断するのかという点が問題である。せっかくの御指摘なので、可能な限り分かり易い形で、ガイドライン案に入れるよう検討していただきたい。

色々な店にカメラが入ってきているが、カメラでがちがちに監視しまうと客を不愉快な気分させてしまう。犯罪をなくすためには、カメラは必要である。しかし、プライバシーのない商店街は発展しない。

プライバシーを守りながら、犯罪をなくすためのガイドラインについては、静岡を始め、各県のものに携わってきたが、それぞれ県の文化、県民性がある。県民のニーズに合わないことをやってはいけない。国全体でガイドラインを作るのではなく、宮城なり、仙台に即した内容にする方が良い。

そういう意味でも、本ガイドラインの案は現時点でうまくまとまっていると思う。今回は第1回の会議だが、今後、弁護士会や、テレビ局からも御意見をいただきながら、よりよいものを作っていきたいと思う。

会議はあと2回あるが、有意義な会議となるように進めていきたい。

4 その他（事務局）

事務局から、次回第2回会議について、事前に各委員の意見を伺った結果、6月21日（火）の午後に開催予定である旨を説明した。

5 閉会